

第十六回国会 文部委員会 議 録 第十三号

昭和二十八年七月十八日(土曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 天野 公義君 理事 坂田 道太君

理事 原田 憲君 理事 田中 久雄君

理事 辻原 弘市君 理事 前田榮之助君

相川 勝六君 尾関 義一君

岸田 正記君 小西 寅松君

竹尾 式君 安井 大吉君

今井 耕君 町村 金五君

高津 正道君 野原 覺君

山崎 始男君 大西 正道君

松平 忠久君 北 吟吉君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

文部事務官 (管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

総理事務官 細郷 道一君

文部事務官(大臣 官房総務課長) 福田 繁君

文部事務官(大臣 官房総務課長) 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

専門員

七月十七日

委員山崎盛君辭任につき、その補欠

として安井大吉君が議長の名で委

員に選任された。

七月十六日

教職員給与準則制定に関する請願

(只野直三郎君紹介)(第四二二一号)

同(小林進君紹介)(第四二六六号)

学校給食法制定に関する請願外二件

(逢澤寛君紹介)(第四二四二一号)

同(中原健次君紹介)(第四四三二一号)

中学校教育の充実強化に関する請願

(佐々木盛雄君紹介)(第四二四二二号)

理科教育振興に関する請願(橋本清

吉君紹介)(第四二四三三号)

同(河野密君紹介)(第四二四四四号)

同(熊本虎三君紹介)(第四二四五五号)

同(中村高一君紹介)(第四二四六六号)

同(三輪壽莊君紹介)(第四二四七七号)

同(菊川忠雄君紹介)(第四二四七八号)

同(淺沼稻次郎君紹介)(第四二四

九号)

同(楠美省吾君外一名紹介)(第四四

二九号)

同外十三件(龍尾弘吉君紹介)(第四

四三〇号)

国立大学医学部及び歯学部授業料

値上げ反対に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介)(第四三二一〇号)

学校給食法制定に関する請願(足鹿

覺君紹介)(第四三二二一号)

同外三件(和田博雄君紹介)(第四三

二二二号)

同外二件(中原健次君紹介)(第四三

二二三号)

同外一件(星島二郎君紹介)(第四四

三二二号)

熊本県出身在京学生支援に関する請

願(上塚司君外六名紹介)(第四三二

四号)

東北大学所属川渡農場緑化促進に関

する請願(長谷川峻君紹介)(第四三

二八号)

義務教育施設整備に関する請願(迫

水久常君紹介)(第四四三三三三三)

同月十七日

学校給食法制定等に関する請願(逢

澤寛君紹介)(第四四三七七号)

私立学校教職員共済組合法制定に関

する請願外三件(塩原時三郎君紹介

(第四四四八八号)

同(石橋満山君紹介)(第四四四九九号)

書道教育改革に関する請願(辻寛一

君紹介)(第四四五〇号)

北海道大学農学部農業会計学講座

新設の請願(小平忠君紹介)(第四五

五一号)

戦没者の葬祭に関する通知、廃止

の請願(木村武雄君紹介)(第四五八

一号)

高等学校の定時制教育及び通信教育

振興法制定に関する請願(高橋順一

君紹介)(第四六一八八号)

義務教育費国庫負担法による政令等

撤廃に関する請願(早稲田柳右エ門

君紹介)(第四六一九号)

教職員の給与制度改正に関する請願

(早稲田柳右エ門君紹介)(第四六六

六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

私立学校教職員共済組合法案(内閣

提出第一六一号)

危険校舎改築促進臨時措置法案(内

閣提出第一四七号)

公立学校施設費国庫負担法案(内閣

提出第一四九号)

文部行政に関する件

○辻委員長 これより会議を開きま

す。

本日の審査方針につきましては御了解

を得たいと存じますことは、前回の委

員会におきまして、まだ文部行政に関

する御質疑の通告が幾つありました

が、本日はまず一般質問をとまわし

にいたし、付託されている法律案の説

明聴取並びに審査を進めたいと存じま

す。

まず私立学校教職員共済組合法案を

議題といたします。提出者より提案理

由の説明を聴取いたします。大達文部

大臣。

私立学校教職員共済組合法案

私立学校教職員共済組合法

目次

第一章 総則(第一條―第六條)

第二章 役員及び職員(第七條―

第十一條)

第三章 運営審議会(第十二條―第

十三條)

第四章 組合員(第十四條―第十

七條)

第五章 業務

第一節 総則(第十八條―第十九

條)

第二節 給付(第二十條―第二

十五條)

第三節 福祉施設(第二十六條)

第六章 掛金及び国庫補助金(第

二十七條―第三十五條)

第七章 審査会(第三十六條―第

三十八條)

第八章 会計(第三十九條―第四

十一條)

第九章 監督(第四十二條―第四

十五條)

第十章 雑則(第四十六條―第四

十九條)

第十一章 罰則(第五十條―第五

十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 私立学校教職員共済組合

は、私立学校教職員の相互扶助事

業を行い、その福利厚生を図り、

もつて私立学校教育の振興に資す

ることを目的とする。

(法人格等)

第二條 私立学校教職員共済組合

(以下「組合」という)は、法人と

する。

2 組合は、主たる事務所を東京都

に置き、必要な地に従たる事務所

を置くことができる。

(定款)

第三條 組合は、定款をもつて左の

各号に掲げる事項を規定しなけれ

ばならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 役員に関する事項

五 運営審議会に関する事項

六 組合員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事

項

- 八 掛金に関する事項
- 九 審査会に関する事項
- 十 資産の管理その他財務に関する事項
- 十一 会計に関する事項
- 十二 その他組合の業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (登記)
- 第四條 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。
- (名称使用の制限)
- 第五條 組合でない者は、私立学校教職員共済組合という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- (非課税)
- 第六條 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。
- 第二章 役員及び職員
- (役員)
- 第七條 組合に役員として、理事長一人、理事三人以上六人以内及び監事二人を置く。
- (役員の職務)
- 第八條 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、定款で定めるところにより、組合を代表し、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、組合の業務を監査する。
- (役員の任命及び任期)
- 第九條 役員は、組合の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。
- 2 役員の任期は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができない。
- (代表権の制限)
- 第十條 組合と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。
- (兼職の禁止)
- 第十一條 理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。
- 第三章 運営審議会
- (運営審議会)
- 第十二條 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。
- 2 運営審議会の委員は、十五人以上とし、組合員、組合員を使用する私立学校(昭和二十四年法律第二百七十号)第三條に定める学校法人又は同法第六十四條第四項の法人の役員及び組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が委嘱する。
- 3 文部大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相當の注意を払わなければならない。
- 4 第九條第二項及び第三項の規定は、第二項の委員について準用する。
- (運営審議会の職務)
- 第十三條 左の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。
- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 毎事業年度の予算
- 四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 五 訴訟又は訴願の提起及び和解
- 六 その他の組合の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項
- 2 前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができ。
- 第四章 組合員
- (組合員)
- 第十四條 私立学校法第三條に定める学校法人、同法第六十四條第四項の法人又は組合以下「学校法人等」というに使用される者以下「教職員等」という。は、組合員とする。但し、左の各号に掲げる者は、この限りでない。
- 一 専任でない者
- 二 臨時に使用される者
- 三 前二号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者
- (組合員の資格の取得)
- 第十五條 教職員等は、前條各号に掲げる者を除き、その教職員等となつた日(前條各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日)から、組合員たる資格を取得する。
- (組合員の資格の喪失)
- 第十六條 組合員は、左の各号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。但し、第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日にさらに教職員等(第十四條各号に掲げる者を除く。)となつたときは、この限りではない。
- 一 死亡したとき
- 二 退職したとき
- 三 第十四條各号に掲げる者となつたとき
- 四 その使用される学校法人が解散したとき
- (組合員たる期間)
- 第十七條 組合員たる期間は、組合員たる資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を失喪した日の前日の属する月をもつて終るものとする。
- 第五章 業務
- 第一節 総則
- (業務)
- 第十八條 組合は、第一條に規定する目的を達成するため、左の各号に掲げる業務を行う。
- 一 組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やぐ又は休業に関する給付
- 二 組合員の被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん又は災やぐに関する給付
- 三 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業(業務方法書)
- 第十九條 組合は、業務方法書を定め、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 医療機関との契約に関する事項
- 二 福祉施設に関する事項
- 三 その他組合の業務の執行に關して必要な事項
- 2 組合は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 第二節 給付
- (給付)
- 第二十條 組合は、第十八條第一号及び第二号に掲げる給付として、保健給付、退職給付、廃疾給付、遺族給付、り災給付及び休業給付を行う。
- (給付の範囲)
- 第二十一條 この法律において「給付」とは、組合員たる教職員等が、勤務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三月をこえる期間ごとに受けるものを含まない。
- 2 給付の一部が金銭以外のものである場合は、その価額は、

第五十八條	俸給
第五十九條	給与
懲戒処分を受ける公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ	

第三節 福祉施設

(福祉施設)

第二十六條 組合は、第十八第三号に掲げる事業として、左の各号に掲げる福利及び厚生に関する業務を行う。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の臨時の支出に対する貸付

四 その他前各号に附帯する業務

第六章 掛金及び国庫補助金(掛金)

第二十七條 組合は、その業務に要する費用にあつては、掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

(掛金の折半負担)

第二十八條 組合員及びその組合員を使用する学校法人等は、前條の規定による掛金を折半して、これを負担する。

(掛金の納付義務及び給与からの控除等)

第二十九條 学校法人等は、自己及

びその使用する組合員の負担すべき毎月の掛金を、翌月末日までに組合に納付する義務を負う。

2 学校法人等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金(組合員がその資格を喪失した場合において、前月分及びその月分の掛金)に相当する金額を控除することができる。

3 学校法人等は、組合員が組合に対して支払うべき第二十六條第三号の貸付金の返還の債務がある場合においては、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならない。

(督促及び延滞金の徴収)

第三十條 掛金を滞納した学校法人等に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促をしよるとするときは、組合は、学校法人等に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、掛金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、掛金額が千円未満であるときは、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金額を控除した金額による。

5 延滞金を計算するにあたり、掛金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第三十一條 前條の規定による督促を受けた学校法人等が、その指定の期限までに掛金を完納しないときは、学校法人等又はその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條第二項の市にあつては区とする。以下同じ。)は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、組合は、文部大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(先取特権の順位)

第三十二條 掛金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(書類の送達)

第三十三條 掛金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定を準用する。

(時効)

第三十四條 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、組合のなす掛金その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第五百十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(国庫補助金)

第三十五條 国は、予算の範囲内に

において、左の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 退職給付、障害給付及び遺族給付に要する費用の百分の十二

二 組合の事務に要する費用

第七章 審査会

(審査の請求)

第三十六條 給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収又は第三十一條の規定による処分に対し異議のある者は、審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査を請求することができる。

(審査会)

第三十七條 審査会は、組合に置き、前條の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 前項の委員は、組合員を代表する者、学校法人等を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、文部大臣が委嘱する。

4 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の委員について準用する。

(国家公務員共済組合法の準用)

第三十八條 前二條に規定するもののほか、審査会については、国家公務員共済組合法第七十一條第二項及び第三項並びに第七十四條から第七十九條までの規定を準用する。この場合において、同法第七十一條第三項中「第一項」とあり、又は第七十五條第三項中「第七十一條第一項」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第三十六條」と、

第三十九條 国は、予算の範囲内に

第七十一條第三項中「決定又は徴収の通知があつた日」とあるのは「決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日」と、第七十五條第二項中「政府を代表する委員」とあるのは「学校法人等を代表する委員」と読み替へるものとする。

第八章 會計

第三十九條 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第四十條 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

4 組合は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公

告し、且つ、各事務所に備えて置かなければならない。

(政令への委任)

第四十一條 前二條に規定するもののほか、責任準備金の運用その他組合の會計及び財務について必要な事項は、政令で定める。

第九章 監督

(監督)

第四十二條 組合は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第四十三條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十四條 文部大臣は、必要があると認めるときは、組合に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、組合に対し、隨時、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員解任)

第四十五條 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたとき

きは、これを解任することが出来る。

一 この法律、この法律に基く命令（第四十三條に規定する文部大臣の監督上の命令を含む。）又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第十章 雑則

(報告の請求及び検査)

第四十六條 文部大臣は、組合の保健全付についての第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第三十一條第三号の規定による支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、同法に規定する医療機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして同法の規定による診療を行つた医療機関の病院若しくは診療所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 医療機関又はその管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めにせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、文部大臣は、組合に対して当該医療機関に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることが出来る。

（組合の報告徴収等）
第四十七條 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員を使用する学校法人等に、その使用する組合員の異動、給与等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員又はこの法律により給付を受けるべき者に、組合又は学校法人等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(医療に關する事項)

第四十八條 組合は、この法律に定める医療に關する事項については、隨時、厚生大臣に連絡をしなければならない。

(政令への委任)

第四十九條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、政令で定める。

第十一章 罰則

第五十條 第四十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、組合の業務又は財産に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、組合に対しても同項の刑を科する。

第五十一條 左の各号の一に該当する場合においては、組合の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。

三 第四十條第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第五十二條 第四十七條の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

第五十三條 第五條の規定に違反して、私立学校教職員共済組合という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

2 文部大臣は、組合の設立前に、第九條第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それら、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

- 4 文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。
- 5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。
- 7 第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。
- 9 組合の最初の事業年度は、第三十九條第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。
- 10 (学校法人とみなされるもの)
私立の盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。
(恩給財団等の解散)
- 11 財団法人私学恩給財団(以下「恩給財団」という。)及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 12 前項の財団法人の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。
- 13 (厚生年金保険の被保険者であつた期間)
組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四條から第二十五條ノ二までの規定の定めるところによる。以下同じ。)は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその他の者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。
- 14 (恩給財団の加入教職員であつた期間)
第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員であつた期間(その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。)は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその他の者がこの法律による組合員となつた後の組合員となつた期間とを合算する。
- 15 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給付の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入組合員であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における標準給付の月額は、一万円であつたものとみなす。
(期間の合算及び平均標準給付の月額の計算に関する特例)
16 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、且つ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、いずれか長い方の期間(その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間)のみと、その者がこの法律により組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算するものとし、この場合における平均標準給付の月額の計算については、政令で必要な定を設けることができる。
- 17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなして、退職給付、廃疾給付又は遺族給付が行われた場合において、退職給付又は遺族給付については、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたとき、廃疾給付については、その期間が組合員であつた期間とみなされたことにより給付が行われたものであるときは、その給付に要する費用は、組合と厚生保険特別会計とが負担する。但し、当該組合員を厚生年金保険の被保険者とみなし、組合員であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができなるときは、この限りでない。
- 18 前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に關して必要な事項は、政令で定める。
(保険給付の調整)
19 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による組合員であつた期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。
(恩給財団の例による長期給付)
20 第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者が、組合成立の日から十日以内に文部大臣に申請したときは、その者の退職、廃疾又は死亡に關する給付(埋葬に關する給付を除く。)に關する事項のうち、給付の種類、給付事由、給付の内容及び掛金の額については、組合成立の日から引き続き恩給財団における従前の例によるものとする。
- 21 前項の規定により恩給財団における従前の例による給付を行う場合においては、同項の者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間は、恩給財団の加入教職員であつた期間とみなし、これとその他の恩給財団の教職員であつた期間とを合算する。
(適用除外)
22 組合成立の際現に健康保険組合が設立されている学校法人が、当該健康保険組合を組織する被保険者の三分の二以上の同意を得て、組合成立の日から二十日以内に文部大臣の認可を受けたときは、当該健康保険組合を組織する被保険者は、保健給付、災害給付及び休業給付に關しては、この法律による組合員にならないものとする。組合成立後に新たに当該学校法人に使用される者で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)に照らし当該健康保険組合を組織すべきものも、同様である。
- 23 前項の者については、健康保険法第五十七條ノ三第一号中「厚生年金保険法ニ依り障害年金又ハ障害手当金」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法ニ依り廃疾年金又は廃疾一時金」と変更して、同條の規定を適用するものとする。
(教育の事業)
24 私立学校法第三條に定める学校法人又は同法第六十四條第四項の法人に使用される者(第十四條各号に掲げる者を除く。)について

25 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「又ハ地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保險者」を「地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保險者又ハ法人に使用セラルル被保險者」に改める。

26 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第 号）」第二十五條において準用する場合を含む。以下同じ。』を加える。

27 登録税法（明治二十九年法律第
二十七号）の一部を次のように改
正する。

第十九條第七号中「私立学校振
興会」の下に、「私立学校教職員共
済組合」を、「私立学校振興会法」
の下に、「私立学校教職員共済組合
法」を加え、同條第十八号中「私立
学校振興会」の下に、「私立学校

二十三 私立學校教職員共済組合
合カ私立學校教職員共済組合
法第十八條第三号ノ業務ノ為
ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ
取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十の次に次の一
号を加える。

六ノ十二 私立學校教職員共済組合ノ私立學校教職員共済組合第二十條ニ掲グル給付、同法第二十六條第二号ノ貸付及同條第三号ノ業務ニ関スル証書、帳簿

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を「町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

第八條第六項第六号の次に次の
一 号を加える。
六の二 私立学校教職員共済組
合法の規定により組合員とし
て負担する掛金

法人税法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を、「町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

地方税法（昭和二十五年法律第

第七百四十三條第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会の事業」を、「町村職員恩給組合連合会の事業並びに私立学校教職員共済組合の事業」に改める。

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

第二十三條 第五條ノ規定ニ拘ラ

ズ当分ノ間私立学校教職員共
濟組合法（昭和二十八年法律
第 一 号）附則第十七項ノ規定
ニ依ル本会計ノ負担金ハ年金勘
定ノ歳出トス

した私立学校教職員共済組合法案について、その大要を御説明申し上げます。

わが国の学校教育にきわめて重要な位置を占めている私立学校がよく戦後苦難に耐えて、特有の伝統と自主性を持つてわが国の学校教育の進展に貢

て来たことは申し上げるまでもないところであります。従つて、私立学校の振興をはかることは、ひいてはわが国の学校教育全般の振興を促すのであります。さきに昭和二十四

私立学校の基本法ともいへば、私立法の制定したことも、さらに昭和七年私立学校振興会法を制定して学校の経営に対する援助を行う恒常制度を設けたのも、一にこの趣旨かならないのであります。

立学校教育振興の根本は、まず私校が経営の合理化と健全化をはか

私立学校の教職員がこの重大なる責務を安んじて担当できるためには、それらに対する福利厚生の方策を立てなければならぬことはこれまで申し上げるまでもないところであります。しか

るにこれら私立学校の教職員に対するそれらの対策はどうかと申しますと、
 国、公立学校教職員のそれに比し、相

当立遅れの現状にあることはこれを認めざるを得ないのであります。すなわ

ち現在設けられておりますところの、
教職員員の退職、老後の給付を目的とする
財団法人私学恩給財団並びに本人と
その家族の疾病、災厄等の給付を目的
とする財団法人私学教職員共済会はい
ずれも国、公立学校教職員員の共済制度

に比し、その財政的基礎、給付の種類、内容等においてはなほだ不十分な実情にあるのであります。

そこで、かねてから私立学校関係者は、私立学校教職員共済制度の確立を熱望して参りましたが、政府といいたしましても第十三回国会における私立学校振興会法制定の際の附帯決議、すな

わち私立学校教職員の福利厚生対策については、教育基本法第六條の趣旨に基き、公立学校の教職員と均衡を保つて、また私立学校の自主性

を尊重しつつ、先ごろから立案を進め
て参りました。その結果、ここに私立
学校教職員の相互扶助事業を行う私立
学校教職員共済組合を設け、既設の両
財団法人を発展的に解消させるとも
に、新たに私立学校教職員の全員を原
則として強制加入させ、その福利厚生
をはかり、兼ねて私立学校教育の振興

なお、本法案は健康保険法、厚生年金保険法の特例法となるものであり、また本法案の施行期日は準備期間を見まして昭和二十九年一月一日としたります。

以上本法案提出の理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに

御可決くださるようお願いいたします。

○**逓送委員長** 続いて政府委員の補足説明を求めます。

○**近藤政府委員** ただいま上程になりました私立学校教職員共済組合法案について補足してその大要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、法案第一條の目的に明らからでありますように、私立学校教職員の相互扶助事業を

行い、その福利厚生をはかり、もつて私立学校教育の振興に資せんとする特殊法人であります。本法案は、この私立学校教職員共済組合の設立、組織、運営、業務、経費の補助及び監督等

に關して必要な事項を規定することと
内容とするものであります。以下本法
案における主要事項について御説明申
上げます。

第一に、この組合は、私立学校法第

第三條に定める学校法人、同法第六十四條第四項の法人及び組合に使用される教職員をもつて組織するものでありまして、その学校数は約三千七百校、教職員数は約七万六千人であります。

第二に、この組合は、第七條の規定により、役員として、理事長一人、理事三人以上六人以内及び監事二人を置

くこととしております。これらの役員は組合の業務の運営の責任を負う機関であります。

役員は、第九條の規定により、組合の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから文部大臣が任命することとなっております。専任者を建前としておりますが、場合によりつては、他の職業に従事している者であつても、第十一條の規定により、適任者にこれに任命することができるとし、広く適材を求めることができるとしてあります。

第三に、組合の業務の適正な運営をはかるために諮問機関として運営審議会を設けてあります。運営審議会は、第十二條及び第十三條の規定により明らかになつて、十五人以内の委員をもつて組織され、定款及び業務方法書の変更、毎事業年度の予算、重要な財産の処分または重大な義務の負担、訴訟または訴訟の提起及び和解その他組合業務に関する重要事項について理事長の諮問に應じ、または必要と認める事項について建議することを主たる任務とするのであります。組合の業務の運営に広い範囲の公正な意見を反映させる目的をもつて設置されるものであります。

委員は第十二條の規定により、組合員、組合員を使用する私立学校法第三條に定める学校の法人または同法第六十四條第四項の法人の役員及び学識経験者のうちから文部大臣が委嘱することになっておりますが、その委嘱にあたりましては、一部の者の利益に偏することのないように注意し、公正妥當な運営をはかるようにしたいと考えております。

第四に、組合は第十八條以下の規定により業務として組合員またはその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分産、退職、災厄または休業に関する給付事業並びに組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業を行うのであります。その給付の種類及び内容等は、国家公務員共済組合と同様であります。

第五に、掛金及び国庫補助金についてであります。掛金は、第二十八條の規定により組合員とその組合員を使用する学校法人等との折半負担とし、その掛金率は第二十七條の規定により政令で定める範囲内において定款で定め、万一の滞納がある場合を考慮して、健康保険法及び厚生年金保険法と同様、第三十條以下に滞納処分に関する規定をも設けてあります。

次に第三十五條の規定により、退職給付、障害給付及び遺族給付につきましては、これに要する費用の百分の十、組合の事務に要する費用につきましては、その全部を国庫が補助することとすることがなつてあります。

第六に、給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収または滞納処分に対し異議のある組合員の苦情を処理するために審査会を設けて処理されるようにいたしました。これは国家公務員共済組合とまったく同様であります。

第七に、定款及び業務方法書の変更、予算及び決算については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとして、また第九條の規定により、組合は文部大臣の監督に服するものであります。文部大臣は組合に対して監督上必要な命令をなし、報

告を徴し、または所属職員をして立入り検査をさせることができるのであります。また、これらは組合の業務の特殊性及び公益性に基づくものであります。

第八に、組合の設立に関する事務は、附則第二項以下に規定してあります。文部大臣が設立委員を任命してこれを処理することにより、設立委員は、それにふさわしい学識経験をもち、任命されるわけでありまして。

第九に、財団法人私学恩給財団及び財団法人私学教職員共済会が組合成立の日に解散し、その権利義務は組合がこれを承継することとしてあります。

第十に、附則第十三項以下の規定により組合成立の際、現に厚生年金保険の被保険者である者または私学恩給財団の加入教職員である者につきましては、その既得権を尊重する趣旨から、その者の被保険者または加入教職員であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなし、これと、その者がこの法律による組合員となつた後の期間とを合算することとし、またその者に対して給付を行う場合において、厚生年金特別会計がその給付費の一部を負担し、またはその給付について必要な調整を行うことができるようにしてあります。なお、これら期間の合算及び費用の負担その他細部の事項につきましては、政令で定めることとしてあります。

最後に、この法律は、教育基本法の精神にのっとり、健康保険法及び厚生年金保険法の特別法として制定するものであります。強制加入を原則として、たしてあります。関係上、この法律の例

外的な取扱いは最少限度にとどめることとが、この法律の趣旨に沿うべきであります。但し、附則第二十二項の規定により組合成立の際に健康保険組合を組織する被保険者については例外を認めることといたしました。その者については、この法律の施行に伴い、健康保険組合の取扱に問題を生じますので、その者に対する保健給付、罹災給付及び休業給付の適用についてはこの法律による組合員にならないものとすることができるとしてあります。

なお、この法律の施行期日は、昭和二十九年一月一日であります。この法律は、前述の通り健康保険法及び厚生年金保険法の特別法として制定するものであります。しかも両法の一部を改正する法律が先に施行される予定でありますので、混乱を避けるために、本法の施行に伴い組合員となるべき者について両法の適用を排除する規定を設けてあります。

以上が本法案の概要でございます。

○辻委員長 これより危険校舎改築促進臨時措置法案並びに公立学校施設費国庫負担法案の二案を一括して議題とし質疑に入ります。辻原弘市君。

辻原委員 この危険校舎とそれから公立学校の施設費国庫負担に関する法律案を直接審議いたします前に、私は若干これに付随する起債等の問題につきまして、文部省と自治庁に具体的にお伺いをいたしたいと思つております。が、まだ自治庁が見えておらないようでありまして、最初に文部省から若干お伺いをいたします。

第一は、本年度の文教施設に関する

起債の計画の全貌は一体どのようなものか、これを具体的に文部省の方から一応御説明願ひたい。

○近藤政府委員 起債の全体計画につきましては、まだ自治庁と打合せを了してあります。補助関係の分につきましては二十五億、それから老朽危険校舎並びにその他学校施設の増築分については二十五億でございます。

○辻原委員 補助関係の分として二十五億、それから老朽関係が五十五億、こういう話であります。間違ひございませんか。

○近藤政府委員 補助関係の二十五億につきましてはただいままでのところは変更ございませんが、老朽危険校舎の分につきましては、その後ごく最近でございますが、さらに十五億プラスになりまして、合計いたしまして老朽危険校舎並びに校舎の増築分といたしまして七十億というふうになりました。から、先ほど私が申し上げました分を御訂正願ひます。

○辻原委員 その場合、産業教育等の施設に関する例の産業教育法の関係の分に対する起債の裏づけは、本年度は一体どういふ形になつておるか、これをひとつ具体的に回答願ひたい。

○近藤政府委員 産業教育振興法関係の起債額につきましては、これは一般の単独事業に入るものと考えますので、ただいま申し上げました数字のうちには含まれてございません。

○辻原委員 補助関係の分二十五億、それから老朽の方が合計七十億、この中には産業教育関係は入っていない、いわゆる一般単独の事業の分に多分入つてゐるであらう、こういうお話であります。そういうしますと、昨年度

の取扱いはどう思うのか、この点は昨年度との関係を考えておられるのかどうか伺いたい。

○近藤政府委員 昨年度分も立て方は同じでございますので、産業教育振興法関係の起債については含まれてございませぬ。その他の一般の単独の方に含まれてございます。

○辻原委員 総額については一応わかつたのでありますが、次に、この問題について文部省の方針をひとつ伺いしておきたいと思ふのです。起債と、それから直接補助との関係を一体どのような形で配分しようとしているのか、この点について伺いをいたしておきたい。

○近藤政府委員 この七十億の分につきましては、これは主として老朽校舎の起債に充当されるものでございませぬ。御承知のように老朽校舎の補助額は、ただいま予算で要求いたしておりますのは当初十二億でございませぬ。それがややふえまして、約十億ふえるやに伺つておりますので、これが二十二億にかりに御決定をいただきますれば、これが三分の一の補助でございませぬ。残りの三分の二につきましては起債でまかなわれることになるわけでございます。しかしながら、従来の例によりますと起債額は一〇〇％つきませんで、大体八〇％程度の起債しかつかないのをごいいますので、そういたしましたら、この二十二億に對しまして倍額の四十四億というものが一〇〇％に當るわけでございますから、その八〇％、三十五億二千万円というものがこの老朽校舎の補助に見合う起債として、この七十億の中から充当されると考えられるわけでございます。

従いまして、七十億起債がございませれば、それから三十五億二千万円を引きました残りの分が、一般校舎の増築、あるいは単独の老朽校舎の改築というものに充当されることになるかと考えております。

○辻原委員 ただいまのお話によりますと、方針としては、現在補助事業の分が二十五億予定されておる。それから老朽の分については七十億が予定されておるが、この場合昨夜通りしました修正分を含んで、補助に對するそのの見合いの起債は完全に裏づけをする。こういう方針のごとく今承つたのでございませぬ。その場合もちろん全体の起債計画の中で、一〇〇％見るかどうかという点については、これは別個の問題で、一応八〇％を予定しておる、こういうふうに聞いたわけでありませぬが、その通りでございませぬか。

○近藤政府委員 御説の通りでございませぬ。

○辻原委員 聞くところによりますれば、これは後刻自治庁から私詳細に承りたいと思ふのでありますが、すでに第一次の配分が行われておることを聞いております。これは二、三日前でありませぬが、その額は四十億となつておりますが、そのうち三億と、この四十億に對する配分はどうかと、この問題が非常に疑問になつて来るのであります。今のようなお話でありませぬと、七十億というのとは昨今追加されたものではなかつたか、相当前から一応予定されておつたように私は聞いておるわけでありませぬが、そういうことならば、今の文部省の方針によつて、大体この修正分を除いても、当初の十二億なら十二億という補助額に見合う起債の分についての配分を一応考慮して、その分について各県にそのわけを設定する、こういうことが一つの順序ではなかつたかと思ふのであります。これが四十億というふうな中途半端な数字でもつて配分されておること、どうも私には合点が行かぬわけでありませぬ。その点だいたいの話のように八〇％と押えて、三十五億二千万円というものを見合いの起債としてこれを配分するということになれば、その間配分の方法について何か自治庁との間にギャップを見受けるように思ふが、その点は一応どうなつておるか、自治庁との話合ひは完全について、四十億が配分されたものかどうかその点をお伺いしたい。

○近藤政府委員 私先ほど申し上げました三十五億二千万円と申しますのは、この二十二億に對して、その三分の二を起債でまかなうとすれば、それを八〇％と見まして三十五億二千万円になる、そういうふうに申し上げたのでございませぬが、ただいま御説のように、自治庁の方にございましては、自治庁の責任におきまして四十億を配分いたしております。なお残りの分につきましては、これは自治庁の方にございまして、こちらの補助金と見合ひになつております。

○辻原委員 そこで今お話の補助金と見合つて配分をするということはどういうことか、私は具体的に聞きたいのであります。と申しますのはここで七十億を今局長のお話のようにして配分するならば、これは後刻補助金が交付された場合には、その補助金の交付額だけを還付させる、その分だけを逆に

償還をするような形でこの調整はつくと思ふのであります。残り三十億をその調整に使うということになれば、これはすでに四十億の配分にあたつて一応それだけの基礎的な算定の基準をもつて配分いたしておるものでありますから、そうすると残りの三十億についてはこれは調整に使う。平たく考えれば、いわゆる補助金の行つたところには、若干この起債を勘案して、やらないというふうな調整方法も考えられる。いわゆる補助金の多寡によつて残りの起債を配分するということなることは、この起債なりあるいは補助金の配分の基礎から考えて、どうも合理性を欠くように思ふが、その補助金を交付したことによつて、その調整分としてやるのだというものは、そういう考え方の調整かどうか、この点をお伺いしておきたい。これはむしろ文部省にお伺いするよりも、私は自治庁にお伺いする方が建設的と思ひますが、これは一応打合せをして配分されておるというふうには承つておりますので、文部省の方から、どういうふうに打合せをされたかを見解を聞いて、後刻それに相違ないかを私は自治庁にお伺いするつもりであります。

○近藤政府委員 先ほど申し上げましたように、四十億の配分につきましては、自治庁の方で責任をもちまして、すでに実施いたしております。問題は残りの三十億の配分問題であらうかと申しますが、この残りの三十億の配分につきましては、これは補助金の予算の決定ともならぬ合せて、自治庁においてこれをどう配分するか、それを考慮するということでございます。ただいままだ予算の額が確定いた

しませぬので、自治庁の考え方といたしましては、その決定をまつてやるといふふうに伺つております。なお詳しくのことにつきましては自治庁の方からお願ひいたします。

○辻原委員 では自治庁に伺ひます。ただいま文部省に私は二つの問題をお伺ひいたしました。一つは、本年度の文教施設に関する起債の計画の内容はどうなつておるか、この点については二十五億が補助事業の分で、七十億が老朽の分である、こういうお答えをいただきましたが、それに相違ないかどうか。

それから第二点は、補助事業に對するいわゆる老朽の三分の一の補助に對する見合いの起債は、これを必ず裏づけるという方針のもとにこれを立てておる、こういうふうにお伺ひしたのであるが、それに相違ないかどうか。まずその二点をお伺ひしたい。

○細野説明員 第一の九十五億という起債額に間違ひがないかという御質問でありませぬが、これは当初提出された政府予算に沿つて起債計画として、一応そういう予定を立てております。

それから第二の方の老朽校舎の補助金の見合いの起債は必ず裏づけをするかという問題でございますが、この点に關しましては、原則的には私もそのように考えを持っております。ただ實際問題といたしましては、地方団体のそれらの財政力に差異がございませぬので、その財政力によりましては、必ずしもそうならない団体が出て来るかもしれないというところはあり得ることだと思つております。

○辻原委員 自治庁のお答えとして

は、必ずしも三分の一の補助に對する起債は、裏づけのない場合があり得る、こういうことでその配分計画を進めるというところであり、そういうことを考へると、文部省のお持ちになつておる考へ方とは多少異なる。こういうふうに私は考へますが、その点打合せをせられておるのかどうか。

○細部説明員 補助金の見合いとなり、まず地方起債について、御質問の点が、一〇〇%必ずつけるといふことを御質問になつておるのか、あるいは若干財政力に依つて差異はあるが、起債をつけるかという御質問か、その点がちよつとはつきりしないのでございませうが、いずれにいたしましても、私どもの方の作業としては、府県別にそれぞれの管下市町村分のわくを配分するわけにございまして、その際には、そういう財政力の勘案というものは、特殊な場合を除いては、一応捨象して配分いたしまして、具体的に府県が市町村に配分いたしますときに、そういう点を若干考慮してもらふというふうに指導したい、こういうふうに考へております。

○辻原委員 ならば、若干別面から私はそれをお伺いしたいと思つたのです。先ほども文部省に聞きました、第一、二次の配分をすでに自治庁としてはやられて各府県に運達をされております。その額は聞くと四十億、こういうことになつておるのでございませうが、その四十億の配分はどのような方針で地方にわけられたか、まずこの方針をお伺いしたい。

○細部説明員 四十億を先に配分いたしましたのは、本年度の予算の成立が遅延いたしましたことが一つ、それに

伴ひまして季節的に地方によつては工事を急がなければならぬといふところがある、こういう理由によつて、前もつて先に配分をいたしたわけであり、この配分の考へ方といたしましては、将来補助金が来る団体も来ない団体もあるわけであり、ともかく本年度に工事をやる目的とすると、この意味において、最悪の場合には起債が行くという目的と与える意味で、先に第一次の配分をいたしたのであります。その配分の考へ方は、現在文部省がとりなつておられます百六十五万坪の危険老朽校舎を基礎にいたしまして、それに児童の増加の状況並びに町村合併状況等を加味いたしまして、県別の配分を定めたのでございませう。

○辻原委員 そうすると残額は危険校舎関係で約三十億ありますが、残りの三十億についてはどういふ方針で配分されることになるか、それをお伺いしたい。

○細部説明員 残りの問題につきましても、大体において危険老朽校舎の坪数を基礎にいたしまして、今申し上げたような要素を加味いたしまして、それに対して補助金がどのくらい出るのか、おそれるそのころは文部省でも御決定になつておりますから、その補助金の額をそれ／＼引いた残りについて配分をいたしたいと考へております。

○辻原委員 この起債の配分の全体的な構想の外観が、私にもおおよそわかつて来たのでありますが、結論としてどう考へていかうか、それは、七十億の配分については一〇〇%を見るかどうかというところは別個の問題として、三分の一の残りの地方負担につ

ては、これを裏づけるといふことを優先的に考慮して、そうしてそれは若干地方の財政能力等も勘案するといふ條件が入るが、その残りの分については、いわゆる補助金の交付されない一般単独の老朽校舎の分にこれを充当して行く、こういうふうな構想で配分されている。従つてかりに補助が、これはあとから出るということになりますから、その補助の出た分については、一応その分だけを各県のわくの中から控除して、その分を各県の残りの単独事業等の起債に振り向けて行く、こういう構想でこの起債計画を進めて行くといふふうに考へていかうか、その点をお伺いしておきたい。

○細部説明員 大体はそういう考へに御了解願つてよろしいのでございませうが、ただ私も全体といたしまして、こういうふうな考へております。現在危険老朽校舎の補助金を文部省が交付になる場合には、おそれる危険の度合いの最もはなだしいものから順次補助金を交付されるだろうと私も想像いたしておるのでございませう。起債の面におきましても、まず第一段には危険の度合いの最もはなだしいものから、そして第二段には、その団体の財政力がそれに依り得るかどうかといふことを考へて配分することになると思ひます。従ひまして、かりに起債の四十億が先に配分になりましたと、あとから来る補助金がおそらくその団体ごとの配分においてはほぼ一致するのではなからうかといふ予想がつくのでございませう。そういう点から考へまして、今御説明申し上げたようなやり方でやりましたと、文部省との間にさう大きな食違ひが起るようなことはな

いだらう、こういうふうに考へます。○辻原委員 その点について、先ほどの残り三十億の配分については、文部省の方もまたあなたも言われたのでありますが、補助の配分の状況を勘案して、いわゆる補助と起債を調整する意味においてこれを使うのだという意図合いのことがあつたわけでありませうが、そのことの意味は、これを常識的に受取れば、いわゆる補助金の高によつてこの起債を若干勘案する、こういうことになつて来ると思ふのですが、優先順位と申しますか、危険度合いの高いものから順次行つて、危険度合いの高いものがかりに某県に非常に固まつていて、さうした場合に、補助金の交付率が比較的高くなる。そういうつたところには残りの三十億は、いわゆる補助金が相当量危険度合いが高いといふことで行つたのだから、起債の方では若干考慮してもよろしい、こういうことになるのかどうか、その点をお伺いしておきたい。

○細部説明員 補助金が多いところには起債をよけいに配分するといふお話でございませうが、おそれる補助金の多いところは危険校舎の存在坪数も非常に多いのではないかと考へられます。そこで私の方としてもやはり危険校舎の坪数の多いところには起債をよけいに配分せざるを得ない、そういう点で補助金交付にあたりまして、文部当局とよく御連絡をしてやつて行きたいと考へております。

○辻原委員 結局補助金と起債とは絶えず関連をさして、補助の配分の方法と起債の配分の方法とは常に一体のものを採用して行く。従つて今お話のように危険度合いが高いといわれるよう

○辻原委員 結局補助金と起債とは絶えず関連をさして、補助の配分の方法と起債の配分の方法とは常に一体のものを採用して行く。従つて今お話のように危険度合いが高いといわれるよう

○辻原委員 結局補助金と起債とは絶えず関連をさして、補助の配分の方法と起債の配分の方法とは常に一体のものを採用して行く。従つて今お話のように危険度合いが高いといわれるよう

○辻原委員 結局補助金と起債とは絶えず関連をさして、補助の配分の方法と起債の配分の方法とは常に一体のものを採用して行く。従つて今お話のように危険度合いが高いといわれるよう

なところは、その地方負担分の起債はできるだけ地方の負担能力の許す限りつけて行く。こういふふうにはその計画を進めておる、かように私は了解いたします。

次に全体の起債の計画の問題であります。これは当初補助が十二億と予定されておつたときに、大体五十五億ないし七十億という老朽の起債計画がありましたが、今回予算が修正されて二十二億に増額になった。そういうことになれば当初の起債の計画と補助との関係から見れば、当然補助増額分に対する起債のわくを考慮しなければならぬということが、筋道として出て来るわけですね。この点については何ら考慮されておられないように私は考えますが、これは自治庁等においても、この増額分に対する見合いの起債については全然考慮しておられないのか、するとこれは先ほどの文部省の方針にもありましたが、補助と起債は必ず見合つて考えるということ、また自治庁の方でもそういうお考え方に賛意を表されて計画を進められておる。私は私は考えますが、全額の繰越で行くと、これは七十億ありますから、大体七十億の範囲内で、十二億で二十四億あればよいというところになり、四十四億あればよいということになります。その範囲内でまわせば、しかし建前としては一応補助が十二億として七十億の起債がきめられた。その起債の中には、いわゆる地方負担分に対する三分の二の裏づけ起債と、それにプラスして、そうならないところのいわゆる一般危険校舎の単独事業がその中に相当あつた。そういったしますと、この補助に見合つてい

が相当ふくれて来るということになります。一般の方のわくに対して圧迫を加える、この点については一体どう考えられるか。当然これらの点を考慮すべきであると思つておられますが、何ら考慮されておられないことになれば、これはやはりその後の起債の計画について、若干の文句を言いたいのであります。その点はどうか考えられませんか。

○細部説明員 実は今度危険老朽校舎その他の補助金が若干修正、増額になったのでございすが、それに伴います地方負担が、今概算をいたしますと三十億ほど、従来の計算で行くとあるわけでありまして。その点をどう起債でカバーするかという問題に關しましては、この補助金に伴つてふえるであろうと言われております起債の額並びにその資金によるわけでありまして、今私どもが伺つております範囲では、それによつてふえます起債はとも政府資金ではなく、むしろかきいようであります。かりに政府資金以外の公募資金ということになると、学校を設置するような市町村、特に町村などが学校をつくる場合の起債を最も必要とするわけでございますが、そういうところではたしてそういう資金を獲得できるかどうかという、資金獲得上の能力の問題もございまして、その点をいかがすべきかということは今検討をしておるところでございます。ただふえ

ました補助金のうちで、義務負担的な、いわゆる六三制のような補助金に当るものの部分については、従来からその地方負担額の八割程度は必ず起債で確保して参りましたので、その点に關しましては、何らか他の費目との間

の調整をはかつてでも措置しなければならぬのではないかと考へて、今のところ持つております。

○辻原委員 増額分に対する見合いの起債については、私もそういうことをちよつと聞いていたわけでありまして、いわゆる資金運用部によらずしてこれを一般の公募公債でまかなうというふうな話、これは細部課長に申し上げてもいい方ないのではありませんか、私はもつてはほかであると思つて、少くとも先ほどのお話のような文部省の方針であり、自治庁の方針であるとするならば、これはただいまの配分にあつても地方の財政能力を勘案して配分するということになつてゐる。そのすると公募公債等によつては現在の市町村においてはむづかしい。こういう校舎施設においては消化し切れるなどとは全然考えられない。そういう場合には、そういうものをもつてこれを裏づけるといふことは、補助をもらつた残りの部分は、それが消化し切れないから、地方はそれを自己資金でやらなければならぬ。こういうことになつて来ると、私はそういう公募公債というふうな形でこれを裏づけに行くことについてはどうしても納得ができない。その点で自治庁の方針においても、ともかく現在の運用部なり国の責任において、いわゆる起債を裏づけに行く方針を堅持して進めていただきたいというふうなこの問題については私は考へます。

それといまひとつ、これは後刻問題になつて来ると思つて、そういうふうな公募公債を転用して行くという考へ方は、いわゆる運用部の原資がないことがもちろん理由であると思

は、今お伺いをいたしてはつきりしたものであります。大蔵省の見解においてその点は相違がないかどうか。これはあなたの折衝の過程において大蔵省も百六十五万坪の基礎坪数をもつて、こういうふうな配分計画に賛意を表されておられますか、その点をお伺いしておきます。

○細部説明員 今四十億の起債の配分に關します限りでは、一応それで話をいたしました。

○辻原委員 四十億の配分というものは暫定的配分であつて、いわゆる七十億全体を通じての起債の配分について、その対象とする坪数に異なつた考へ方を持つことはいささかおかし、ということとは、一応はつきりとしたものは四十億の第一次配分であるけれども、おそろく残りの三十億の配分についてもそのことの考へ方は踏襲できるであらうというふうに私は受取るのですが、そういうふうな了解していいかどうか。

○細部説明員 百六十五万坪あります危険老朽校舎を五年くらいでこれを解消するように処置をとりたいということについて大体の了解を得ている、こういうことでもあります。

○辻原委員 大体大蔵省においてもこの危険坪数の対象を百六十五万坪、こういうふうな考へておるといふ点はわかりました。第一次配分の算出の方法を先ほど承りましたが、この配分の方法の基礎は、人口増加あるいは防火地域、非防火の關係、その他寒冷積雪の度合いといったようなものを加味されて、それを基礎にして配分せられていくというふうな聞いておりますが、それを補正して配分されたその各府県に

ます。その点は大蔵省にたださなければならぬと思つて、ないとするならば、これは他にそういうことを転用することもあり得ない。この危険校舎の増額分に対する起債の裏づけにそういう公募公債といったようなものを転用するといつた考へ方をかりに採用して行くとするならば、他の問題で起債の必要が生じて来た場合にも、これを資金運用部においてそれに与えて行くといふことは不可能であるといふことを裏書きして思つて、あなた方もそういうふうな受取つておられるか、そういう余地がないというふうに考へられておるか、その点をお伺いしておきたい。

○細部説明員 これは私の方からお答へすべきことかどうかわかりませんが、将来いわゆる資金運用部の資金の原資の大宗を占めております郵便貯金、あるいは簡易保険、そういうようなものの増強が相当程度進められますならば、あるいはまた運用の余力が出つてくるかと思つて、現在私どもが伺つてゐる範囲では、相当資金運用部の資金状況もきつ々しくなつてゐるやうなもので、ただいまのところは二十億にたいしては充てておられるのか、むしろかきいようには何つてゐるのではありませんか。

○辻原委員 時間もありませんので、こまかい点についてはおたしするわけに参らないと思つて、これははつきり明確にしておきたいと思つて、先ほど御説明の中でありましたように、この起債の計画を進めるにあつては現在の老朽の対象坪数が、義務教育の施設については百六十五万坪を自治庁が採用されているということ

は、今お伺いをいたしてはつきりしたものであります。大蔵省の見解においてその点は相違がないかどうか。これはあなたの折衝の過程において大蔵省も百六十五万坪の基礎坪数をもつて、こういうふうな配分計画に賛意を表されておられますか、その点をお伺いしておきます。

○細部説明員 今四十億の起債の配分に關します限りでは、一応それで話をいたしました。

○辻原委員 四十億の配分というものは暫定的配分であつて、いわゆる七十億全体を通じての起債の配分について、その対象とする坪数に異なつた考へ方を持つことはいささかおかし、ということとは、一応はつきりとしたものは四十億の第一次配分であるけれども、おそろく残りの三十億の配分についてもそのことの考へ方は踏襲できるであらうというふうに私は受取るのですが、そういうふうな了解していいかどうか。

○細部説明員 百六十五万坪あります危険老朽校舎を五年くらいでこれを解消するように処置をとりたいということについて大体の了解を得ている、こういうことでもあります。

○辻原委員 大体大蔵省においてもこの危険坪数の対象を百六十五万坪、こういうふうな考へておるといふ点はわかりました。第一次配分の算出の方法を先ほど承りましたが、この配分の方法の基礎は、人口増加あるいは防火地域、非防火の關係、その他寒冷積雪の度合いといったようなものを加味されて、それを基礎にして配分せられていくというふうな聞いておりますが、それを補正して配分されたその各府県に

対する配分計画、各府県の基礎的な数字、そういうものをお持ちになつてい

児童増の平均をとる。

〔委員長退席、坂田(道)委員長代
理着席〕

それから町村合併の要素につきましては、町村合併によつて減少いたしました人口のうちから生徒数を推定いたしました、その三分の一程度の生徒は校舎に移動があるものと考へまして、それを加える。こういうような計算でいたしたのでございます。

○細部説明員 今お尋ねの点は、どう

○辻原委員 では具体的にお伺いいた

補正の要素につきましては、地域別

○辻原委員 その具体的な配分計画に

○松平委員 ただいまの御説明にちよ

○細部説明員 町村合併については、

○近藤政府委員 お答えいたします。

のブライオリテイという優先順位

は、大体老朽校舎に優先をして、その

○細部説明員 起債を配分いたします

○松平委員 それではこの合併に至ら

○細部説明員 それは普通の町村にお

○相川委員 根本の方針は大体わか

○近藤政府委員 白ありの害によりま

○近藤政府委員 白ありの害によりま

○近藤政府委員 白ありの害によりま

加えて算定いたしましたわけございま

○松平委員 その場合に、町村合併を

○細部説明員 町村合併が実現した後

○松平委員 それではこの合併に至ら

○細部説明員 それは普通の町村にお

○相川委員 根本の方針は大体わか

○近藤政府委員 お答えいたします。

○近藤政府委員 白ありの害によりま

○近藤政府委員 白ありの害によりま

これを救いたいというふうな気持ちでございします。

○坂田(道)委員長代理 野原寛君
○野原委員 危険校舎改築促進臨時措置法案、公立学校施設費国庫負担法案の二法案について御質問申し上げます。

まず危険校舎でございますが、この危険校舎の法案を見ますと、危険校舎とは「建物の構造上危険な状態にあるもの」このように定義つけられておるのでございますが、私もあちらこちらからデータを取寄せてみます

と、危険校舍に該当する坪数が実に

まぢ／＼でございます。たとえは教組の調査したものは何百坪余り、文部省はどれだけというぐあいにはつきりつかめていないのでございます。一体正確にいつて危険校舎と称せられるところの建物の坪数はどれだけあるのでございますか、お聞かせ願いたいと思います。

○近藤政府委員 百六十五万坪とわれわれが申しておりますのは、これらもつばら義務制だけでございます。小、中学校の校舎につきまして申し上げておるのでございまして、そのほかにも

高等学校等のいわゆる非義務制学校の分が約十八万坪ございますので、これらを合せますと、危険校舎の総面積は約百八十三万坪というのがその総数でございます。ただいまこの法律で取

○野原委員 公立学校緊急施設整備期
上げておきます。対象坪数は、義務制
を一応目標といたしまして、百六十五
万坪と先刻申し上げておる次第でござ
います。

成同盟会というのが民間の危険校舎を
改正する推進機関としてあるのでござ

御調査をされたのか、私どもに陳情がありあるいはその他訴えて来られる方の方の意見を聞きますと、百六十五坪は四十八万坪のほかにあるということを中心張っておるのでございますが、これは私もなお調査を続けたいと思います。が、間違ひございませんか。ただいま

の文部省の見解は重大でござまいすかね。

○近藤政府委員 私ども先ほど申し上げました数字は、二十七年五月一日現在の府県の調査に基きまして、それを基礎にいたしました本年度の数字でございます。

先ほど来申し上げまし

す。

○野原委員　しかしながらこの点は、ここにあるパンフレットを見ますと、はつきり合計二百三十三万坪という指摘がなされております。従つてなお文部省において御調査を願いたい。私もこ

れは一ぺん検討してみますから、もしも
間違ひがあるならば、こういう重大な
間違ひをされては困りますから、ひと
つすみやかに御調査されんことを要望
いたしておきます。

そこで次に御質問申し上げますが、
四十八万坪の使用禁止、それから使用
制限を受けておるところの建物が、今
日使用されておる事実があるのではな
いか、この点についてはどのようにお

○近藤政府委員 県の建築当局から使用禁止または使用制限を受けております校舎につきましては、御指摘のようによむなくこれを使用しておるものも

とに危険な話でございますので、さよ

Figure 1 is a line graph showing the percentage of total sample for each age group (0-14, 15-24, 25-34, 35-44, 45-54, 55-64, 65-74, 75+) across different years (1970, 1980, 1990, 2000, 2010, 2020). The y-axis represents the percentage of total sample, ranging from 0 to 100. The x-axis represents the years. The 0-14 age group shows a steady decline from approximately 25% in 1970 to 10% in 2020. The 15-24 age group shows a slight increase from approximately 15% in 1970 to 20% in 2020. The 25-34 age group shows a slight increase from approximately 10% in 1970 to 15% in 2020. The 35-44 age group shows a slight increase from approximately 10% in 1970 to 15% in 2020. The 45-54 age group shows a slight increase from approximately 10% in 1970 to 15% in 2020. The 55-64 age group shows a slight increase from approximately 10% in 1970 to 15% in 2020. The 65-74 age group shows a slight increase from approximately 10% in 1970 to 15% in 2020. The 75+ age group shows a slight increase from approximately 10% in 1970 to 15% in 2020.

100

2

1

いうことで非常に願ひである。現実には予算の要求というところ、そういうところから機械になされておるのだから、そういう場合の責任はどなたにあると文部省はお考えでございませうか。それを聞いておるのです。

○近藤政府委員 危険校舎に万一の事故があつて、不測の被害が起つた場合の責任の問題でございませうが、これはやはり学校の設置者に第一次的な責任があると考えます。義務制学校の設置義務者は市町村でございませうので、市町村が危険なものを増築するといふ建前になつてゐるのでございませう。但し市町村の財政がたゞいま非常に貧困でございませうので、これに對しては國が起債とかあるいは補助金によつて援助するといふ關係になつておるのです。しかしながらさういふ場合が万一起りますことにつきますと、市町村の責任ではございませうが、文部省といふしましてもまことに残念に思ふ次第でございませう。

○野原委員 設置者にあるといふことでございませうが、そういう点から市町村長は建物の改築、増築といふことについては非常に神経をとがらして、県なりあるいは文部省に對して盛んに陳情しておることは御承知の通りでございませう。ところがこれに對するところの予算といふものがきつめて僅少であるために、そういうあふない校舎が今日もなお使われておる、こういうのが実情であらうと思ふのでございませうが、文部省はそういう四十八万坪の最も危険な校舎、使つてはいけな校舎の解消をいつまでにはかろうといふお考えでございませうか、お尋ねいたします。

○大連國務大臣 事務的な問題にわたりますけれども、私が大臣に就任してから、事務当局から報告を受けております範圍で承知しておりますことを一応申し上げておきます。

二十八年度の予算に政府案として計上してあるのが十二億圓、これは大体三分の一の補助として、木造校舎それからコンクリート建築を合せて十二万坪の改築に相当する、こういうことであります。それでたゞいまお話をありまして四十八万坪が、さしあたりの早く復旧しなければならぬ対象でありますので、建築基準法によつて使用の禁止もしくは制限を受けておるものは、お話の通り一日も放擲することのできない問題であります。そこでこれを解消したいといふことで、大蔵省と折衝いたしました結果、約十二億圓といふ金を出していただくことになつた。これが四箇年計画で四十八万坪を対象として一応計上を予期することができたものであります。ただ問題は、お話の通り今もやむを得ずそれを使用しておるといふ事實があるようであります。これはまことに不合理な話でありますけれども、どうも子供を教える場所がない、それを復旧しようにも、改築しようにも金がない、こういう実情でやむを得ずやつておるのであります。その場合の責任者といふものは、法律の建前から申しますと、設置者にあるからしかるは学校の管理責任にあるといふことになつておるものであります。学校の管理責任者といふにしても、場所がなければ子供を教えるやうがないのであります。設置者の方でも、それを提供する市町村としては義務があるわけでありませうが、しかしこれも実際の経済的な

事由でこれができない。国としてもそういうことのないように文部大臣としては指導もして行かなければならぬのであります。要するに、これも金に制約されて、ないものを使つちやいけない、こういう指導も実はできかねておるのであります。市町村長側におきましても、文部省側におきましては、協力して一日も早くこれを解消して行かなければならぬ、かように考へております。

それからなお私の承知する範圍では、建築基準法によつて当然使用の禁止もしくは制限をしなければならぬやうな危険な程度に達しておるものでも、今のやうな關係で、使用禁止、制限したところで、これを使わざるを得ない実情にあるものがある。そこで果によつてその方をしばらく待つてもらつて、早くつづくめの分を待つてもらつて、事實は當然に建築基準法によつて禁止もしくは制限を受けなければならぬ状態であるにもかかわらず、ことさらにその認定を猶予してもらつて、そしてそれを使つておる実情において、認定を受けているものと同じ状態にあるものが相当ある。しかし形式的にそういう認定を受けておるものでありますから、まず四十八万坪を第一次の目標として十二億圓といふものを出す、しかしそれでむろんいいというわけじゃないのであります。私が事務当局から報告を受けております範圍では、百六十五万坪といふものの中に四十八万坪といふものが第一次的に入つておる。入つておまして、この百六十五万坪といふものも、各府県を實際に精密に調べて出た数字とはおそろく思われませんが、とにかくそ

ういふ数字が一応出ておるので、この四十八万坪を手始めとして、そしてこの百六十五万坪、——この中には四十八万坪に相当する同じやうな状態にあるものもありませうので、とにかく早く予算をもらつて、予算化してこれを解消したい、こういう考え方でありませう。

○野原委員 大臣は率直に申されたのでございませうが、私も大臣と同じやうに、実は四十八万坪の危険校舎に該当しないその他のもので、百六十五万坪の中にこの四十八万坪と同じ程度の危険校舎が相当あるのではないかと、疑いを持つておるのであります。しかしこれがさうであるのかかわらず、実は危険校舎としてこれを指定しないのは、改築費の財源の見通しが府県あるいは市町村の当局に立たない。しかも改築中児童生徒を、一時的にもせよ收容するところの建物についての自信がない。こういうことからうつかう危険校舎として指定されるならば、とんでもないことになるからといふ、そういう責任回避から実は危険校舎になつていない、こういうところが相当あるのではないかと。そうなりますと、危険校舎の坪数は四十八万坪ではなくて、実は莫大な坪数になるといふことを私も考へなければならぬと思ふのです。大臣が申されましたやうに、この十二億圓の予算は、実は四十八万坪四箇年計画といふことになるやうでございませうけれども、先ほど申し上げましたやうな考え方になつておると、とてもこれでは解消できないのであります。従つてこの点について

のおひとつ文部大臣はほんとうに子供の命を守る点、子供の仕合せを守る点、こういう立場から閣議の中で徹底的に闘つていただきた。この点私が何回も申し上げましたやうに、私も野党でありますけれども、文教予算に關しては超黨派的に文部委員会は大任を中核として獲得する努力をしなければならぬ、このやうに考へておられるので、文部省は弱い省だとか、大臣は伴食大臣だとか昔はいわれておりましたが、少くともこのやうな教育予算の優先確保という点については、ほんとうに力を入れていただきたいといふことを御要望申し上げるわけでありませう。

そこで次に御質問いたしたいことは、なおこの危険校舎の坪数で、今日木造校舎は一体どのくらいあるのか、文部省は御調査済みでございませうか、鉄筋は危険校舎になる可能性が少いのであります。全国にどのくらい木造校舎があるのか、お尋ねいたします。

○近藤政府委員 ただいま義務制学校につきましては、全国ほとんど木造でございませう。鉄筋はごくわずかでありませう。

○野原委員 この点は私的的確な数字の持合せがございませうので、何とも申し上げかねますが、かりに全国で千七百万坪の木造校舎があると仮定いたしますならば、その使用年数を五十年といた場合には、毎年三十五万坪の危険校舎が出るという、この考え方は間違ひございませうか。

○近藤政府委員 大体御説の通りであります。

○野原委員 そうなりますと、実にこれは容易でなくなるのであります。毎

それからコンクリートの問題であります、だん／＼コンクリートにして行くということは今後の問題として、非常にけつこうなことであるし、また今回の北九州の災害にあたりまして、コンクリート建設は災害にほとんど便されておらぬというようなことを聞いております。これは基礎が非常にかたいというような関係であります。でありますからコンクリートにだんだんやつて行くことは、これはもちろん非常に望ましいことであります、これも予算の関係、その改築費の見通しの問題であります。今日の窮乏した地方の財政の事情におきまして

こういうようにぶえて参つて、しかも建物の使用禁止あるいは使用制限というようになつて重大な事態が生じますので、私はここで重ねてまた御要望申し上げますが、すみやかに危険校舍を解消するところの合理的な年次計画を立てていただきたい。そしてこの合理的な年次計画というものはすみやかに文部委員会に御提示を願いたい。このことを要望申し上げておきます。

そこで次に御質問いたしたいことは、公立学校施設費国庫負担法の第三條の第二項についてでございます。この第三條の第二項を見てみますと、第一項に一号から三号までうたつてござ

それをかりに「建物」といたしますれば、その工作物をも災害の場合の対象にいたしたい。従いましてここで申します施設の範囲の中には災害の場合におきましては建物、土地、工作物及び設備、そういつたものをこの範囲に考えております。

なおこの第三條の第二号と三号につきましては、原則といたしまして建物だけを対象にいたしております。

○野原委員　そういたしますと、施設の範囲になる対象というのは建物、それから敷地、設備、工作物、こういうようなものを考えておるといふことですね。

るが、従来の文部行政のやり方であることが、従来の文部行政のやり方でございました。私はそのことを二、三指摘してもよろしゅうございますが、そういうことでございますので、ただいま局長が申されました建物、設備、工作物、敷地、こういうことをあなた方は理想として考えられても、しいには建物だけになつてしまふ。その建物も完全な復旧ではなくして、八割程度のものに持て行かれてしまふようなことになりますので、この政令というのを法律でもつて規定すべきではないかと私は考えるのでございしますが、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

そこで政令が出ましたので、同じ法案の第五條の第二項に、これまた政令で定めるという項目があります。この点について、「児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として」この政令で定めて「算定する」、このようにうたつてございますが、この政令で文部省が定める場合に、これは政令が出てみないとわかりませんけれども、ただいまあなたの方頭の中で考えていらつしやる児童及び生徒一人当りの坪数はどれだけでございまいすかお尋ねいたします。小学校は

幾ら、中学校は幾ら、盲聾学校は幾らというところをお考えでございませうか、お尋ねいたします。

○近藤政府委員 この第五條第二項の「義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費」と申しますのは、通常六・三制の校舎の経費という意味でございまして、これは御承知と思いますが、予算上今日まで一人当り〇・七坪という基準で参つております。二十八年度、二十九年度で大体この不足坪数が予算上充足される建前になつておりますので、ただいま一応私どもの考へております児童一人当りの坪数と申しますと、先ほど申し上げました〇・七坪というふうに目下のところは考へております。

○野原委員 これは私とんでもないお答えを承つたと思つて驚いております。〇・七坪というのは一人最低の応急基準を示したものであつて、教室と廊下と便所だけの坪数でございまして、とうとう第五條の二項は私はそのようなものであつてはならないと考へるのです。少くとも特別教室あるいは小使室とか宿直室とかいつたような管理室、こういうようなものもひつくるめたとこのものがこの政令では規定されなければならぬと私は考へるのでございますが、私の考へは間違ひでございませうか。第五條の立法精神から言つて。

○近藤政府委員 ただ、ただいま予算上計上されております補助金が一人当り〇・七坪を基準といたしてございまして、暫定的には〇・七坪ということ

を申し上げたのでございませうが、御指摘のように〇・七坪は教室と廊下と便所というだけの坪数にすぎないので、さらに管理室あるいは特別教室というものをあわせて考へますれば、御指摘の通り一人当り一・二六坪というものが必要であるわけでございます。その点につきましては私どもも重々承知しております。しかしながらただいまのところは〇・七坪でございましてこのように申し上げたのでございませうが、しかし〇・七坪が完了いたしましたあかつきには、さらにその次といたしまして一・二六坪をぜひ助成いたしまして校舎の充実をはかりたい、かように考へております。従ひましてただいまの政令の基準としては暫定的には

〇・七坪と考へておりますが、理想といたしましては御指摘のように一・二六坪ということも十分承知しております。

○野原委員 そうなりますと一・二六坪というのは小、中学校、盲聾学校の平均ですか。それとも盲聾学校の義務制においてははもと坪数がたくさんあるのではないかと。これは寄宿舎設備が必要になつて参りますから、そういう坪数はどれだけお考えでございませうか。

○近藤政府委員 ただいま中学校分が〇・七坪と申し上げましたが、盲聾学校及び聾聾学校につきましては校舎は二・五五坪、寄宿舎については三・二坪、これが現状でございませう。予算上の坪数は認められております。暫定的に政令で規定いたしますとすれば、ただいま申し上げた基準坪数を踏

ば、ただいま申し上げた基準坪数を踏くわけでございますが、しかしながら将来のことを考へますれば、これを中盲聾学校、聾聾学校につきましては校舎二・八八坪、寄宿舎五坪ということになければならぬかと考へております。

○野原委員 これで私の質問を終わりますが、私は終るにあつて、何回も申し上げましたように、このかんじんなめるところが至るところ政令ということ、融通自在のものが政令によつて規定されることになつております。これでは私ども積極的に予算の獲得に熱意をもつて委員会が当るといふ場合に、その意思がくじけて来るのであります。ただいまの政府委員の御答弁をお聞きいたしましたも、〇・七坪しか考へていない。こういうようなことは積極的な公立学校の施設費の国庫負担について私どもも關心して行くところの熱意を大いにそがれますので、この政令をこころはつきり文部省の理想的なものを打出すところの法律の文言に改める意思ありやいなや。この点は御質問いたします。再度大臣に御検討をお願いいたしますして質問を終ります。

○坂田(通)委員長代理 本法案に対する質疑は次会になお続行願うこととしまして、これより文部行政に関する質疑を前会に引続きいたすことにいたします。高津正道君。

○高津委員 大臣にお尋ねいたします。大臣の信念や理想は、文部委員各位の質問に答えられるたびごとによりやく金銭をうかがい知ることができたのであります。そしてその信念や理想は、いわゆる逆コースの風潮の最高峰を示すことにもなつてゐるものであります。戦後よりやくそのされかけの教育の民主化あるいは学問の自由、教育の地方分権、これらのよきものを次から次に、まるで何から何まで逆コース的にもどそうということに力を集中しておられるとお見受けするのであります。大臣は教育基本法を改正する意向を持つておられるかどうか。この点をまずお伺いします。

○大連國務大臣 教育基本法と教育に關する基本的な制度でありますので、これは容易に簡単に改正するという筋合のものではないと思つております。私は教育基本法にうたわれてゐるその制度の精神を今後ますますわが国の教育の上にその実現をはかつて参りたいというふうに考へておりました、この制度を改正するという考へ方はただいまのところはいたしておりません。

○高津委員 教育基本法は容易にかえるべきものではない、その精神をますます生かして行こう、こういう御答弁であります。六月十九日の衆議院の本会議において、田中久雄君の質問に對して、總理大臣はどのように答弁をしておられるのであります。占領軍撤去後は、政府としては深甚なる注意を払つて、お話のような教育基本法その他については、十分検討を加えて、改正いたさんという考へを持つております。

す。という答弁を總理がしてゐるのであります。大臣の今の答弁は、本会議における總理大臣の答弁と食い違つてゐるのであります。これは重大問題であると思ふ。總理大臣は検討してこれを改正いたさんという考へを持つてゐる。文部大臣はこれは容易に改正すべきものでない、改正は考へていないと言ふのでありますから、政府は統一を欠いてゐるのであつて、どつちをわれわれは信じていいのかわからぬ。どつちが内閣の方針なのか。明らかに食い違つてゐる。文部大臣はこれに對して明快な御答弁を願ひたい。

○大連國務大臣 總理大臣の答弁はただいま申されました通りきわめて簡單であります。總理大臣は検討を加えて改正したいというよりな意味を簡單に述べられたのであります。検討するということはまだ結論に達しておらぬということ、検討の上改正の必要があれば改正をする、かように言われたものと私は了解しております。

○高津委員 これはわれわれ「活字をたくさん読んでゐる者から、またたくさん演説などを聞いている者から見れば、検討を加えて改正いたさんとする、こういうことを明らかに言つてゐるのであつて、改正するかしないかわからぬという意味じゃないのです。これは明らかに改正する意思表示を總理はしたものであります。あなたはさつき明らかに教育基本法の改正の意思はない、こゝ言われたのであつて、總理とあなたの見解は食い違つてゐる。閣内は不統一であります。

○大達國務大臣 總理の答弁の速記をお読みになつてどういふふうな御解釈になつたかは高津さんの御自由であります。私は、私はずべて制度といふものは、行政の衝に當る者としては、現在の制度でいいのかわいひのか、毎日進んで行き、毎日かわりつゝある社会の情勢と対応して、これがいいか悪いのか、これは常に検討を怠るべきものではないと思つております。總理大臣は検討をして改正すべきものがあれば改正する、決して改正はしないといふことを言つておられるのではないのだ、改正すべき必要があるれば改正する、こういう一般のことを仰せられたのだらうと思つております。私が申し上げたのもやはり同じ意味でありまして、ただいまのところでは改正するつもりはない、しかしそれは今後世の中がかわるに従ひまして、制度といふものがそのままいいのか、これは常に検討を続けておるのであります。検討した上でそういう必要が起れば改正する、これは眞を言つただけでありまして、今のところ改正の考えはない、こういうことを申し上げたので、總理の言われたのと表裏一体をなすものであると思ひます。

○高津委員 改正すると言つてもそれは改正するのではないと言いくるめる、改正しないと言つてもそれは將來検討の上で改正するんだと言ふ。この内閣は、これは軍隊である、いや軍隊ではない、文部省においてもそういう答弁を聞くことは私は非常に遺憾に思ひます。男らしく今のは總理の答弁と違つたことになつて、委員諸君から御指摘を受けてまつたくあの点は間違ひであつた、こういうふうな改めることを私は希望します。改めましかどうですか。

○大達國務大臣 私は率直に申し上げておるのであります、決して言いくるめたり、ごまかしたりする気持は一つもございません。私の申し上げておるごまかりくつに合はぬのですかおつしやつていただきます。

○高津委員 相かわらず弁護士の、法学的で困りますが、それではこの問題を保留しておいて次に質問いたします。

大臣はこの間同僚山崎始男委員の、教育界に悪い風潮がある、あるいは教育の中立性を侵すようなことが起る、教員にあるまじきようなことが起る、これに對して次官通牒を出しおるが、措置をとるといふが措置の内容はどうか、その質問に對して大臣は、それは私が首切りをするという意味ではない、県市町村の教育委員会をして厳正なる態度で措置をさせるようにあの次官通牒を出した、こういうことを言われたのであります、このような措置は、第二のいわゆるレッドパージのようになりはしないか、そのようなり方は全国数十万の教職員に非常なる不安を抱かせることになると思ひますが、大臣はそういうふうにはお考えにならないのでしょうか、これが第一点です。

○大達國務大臣 現在教職員であつて、ことさらに特殊な、特定政党的の政治的な考え方を子供に教へ込むということをもし考へておる教職員があるとすれば、あの通牒はその人々に對して一種の不安を抱かせるかもしれませんが。

○高津委員 私は次官通牒が出た場合に、教育委員会にボスなどが働きかけ、あるいは教育委員自身がボスであつて、そしてあれもこれに當る、あれもこれに當るといつて非常に濫用する危険が多いのでありますから、そういう意味で非常に教職員に對して不安動搖を与える、そう申したのであります。またこういうような措置は、日教組と文部省當局との間に正面衝突といふ重大な事態を引起すと考へます。最近の教育界はやや小康を保つてゐる状態でありまして、ただ先般文部大臣と日教組代表との間に、会見要求の問題をめぐつて大臣室占拠とか警察官の出動といふ事件があつたけれども、あれは突然に起つた例外現象にすぎないと考へられるのであります。文部大臣の考へられる措置は、文部當局と日教組との間に正面衝突といふ、平地に波瀾を起すものであると思ふものであります。文部大臣は私のこの見通しを單なる杞憂だと思はれるのかどうか、またどのような重大な事態が発生しようともあの通牒をあくまで押し通そうと考へておられるかどうか、この点をお伺ひします。

○大達國務大臣 教育委員が非常にボスであつて濫用する、こういうようなことであります。……。

○高津委員 一部にです。

○大達國務大臣 それは大勢の人でありますから、その職權を濫用するものがまず絶対にないといふことは私は申しません。しかしながら教育委員全体として、これがボスであつて職權を濫用するものであるといふことを言われらば、これは教育委員会制度そのものに對する御疑問であつて、私はさうなことを考へてはおりません。もし教育委員がその職權を濫用するといふことが事実ありますれば、それは文部大臣としてそういうことのないように指導して参りたい、かように思ひます。

それからあの通牒が日教組と文部省との間に非常な衝突を起し、教育界に、平地に波瀾を起すものになるといふふうな御意見でありましたが、あの通牒はごらんをいただければわかりますように、わが国の教育の根本の一つの考へ方としての教育の中立性、高津さんのおすきな教育基本法にはつきりうたつてある教育の中立性といふことを堅持する、この意味において出したのであります、これが日教組と衝突のもとになると思はれておりません。

○高津委員 私は教育勸諭のきわめてすきな大臣にさらに続けて質問をいたします。(笑)文部省が出した今回の次官通牒は、教育界に新たな混乱と重大事態を発生すると予想いたしますので、大臣のこの政策をはなはだ遺憾とするものであります。そしてがんばるばかりが能はありますまいから今からでも遅くはありません。私はあの次官通牒の撤回を希望し、それができ

ないならば、少くともあれを不発弾に終らせられるように切に希望するものであります。

本日はこれで質問はやめます。

○坂田(連)委員長代理 小林信一君。

○小林(信)委員 今の御質問にちよつと関連してお尋ねをして、それから私の本論に入りたいのですが、あの例の次官通牒の問題がいろいろ論議されますが、私は内容とか、それについてどういふものではないかと、その次官通牒そのものでございしますが、これは大臣は、指導助言の性格を持つたものとしてお考へになつておるかどうかをお伺ひいたします。

○大達國務大臣 その通りです。

○小林(信)委員 大臣の御答弁をお聞きしますと、指導、助言のような形でもつてこれを見ておられるのですが、大臣が都道府県の教育委員会に對して指導、助言をする権限がございまして、か、お伺ひいたします。

○大達國務大臣 文部省設置法に、地方教育委員会に對する指導、助言が文部大臣の権限として規定してあります。

○小林(信)委員 教育委員会法の中に、文部大臣の権限として、都道府県の教育委員会に對しては、報告を求めるといふことはありますが、指導、助言をする権限はないのでございまして、もし大臣がそういうふうなお考へでおるとするならば、これは大きな誤りです。何か他の法令に基いてなさるものであるならばとにかく、こういう意味でおやりになるとすると、これは

権限の濫用でございませう。法令上の問題としてこれはわれ／＼に非常に疑義を与えるもので、私たちは看過することができないわけでございます。昨年文部省は、教育委員会法の一部改正の中に、大臣が都道府県教育委員会に対して指導、助言をすることができるといふ修正案を出したのでございませうが、これが審議未了になつておりまして、この権限はまだ大臣には付与されていないわけでございます。そういう点から、大臣がこれを軽率にお取扱ひになることは、権限の濫用であつて重大な問題でございませう。この点しかと御検討なさつて、次官通牒の権限がいかなる形のもとに出されておるか、権限に基かないと濫用の形になりますので、御検討願ひたいと思ひます。

これから私の質問をいたすわけですが、時間が少いので、基本的な問題について少し大臣にお伺ひいたします。

日本の国が独立の態勢をとつて今後参るためには、憲法に明示されておりますように、文化国家として行くことに何らかのあらはなないのでございませう。つまり文化を高度に發揚して、その力によつて日本の独立を全うする、これが基本的な態度であると考えるのでございませう。文化の問題と申しますと、これは結局常時文化政策を担当するものに大きな責任があるわけでございます。ここにあげます問題はわずかでございませうが、しかし非常に重大な問題であります。そこで治安それから経済自立、この二つの問題に関連して、今

後大臣は、今のよう基本的な態度をいかに文教政策の上に責任をもつて果して行くか。その基本的な問題を果はお伺ひしたいのでございませう。今保安隊の問題が云々されておりますし、再軍備是非の問題が論議されておりますけれども、これは日本の行き方からすれば、もつと基本的な問題を追究しなければならぬ点があるのでございませう。これらに感ぜられることなく、国是として持つておる基本的な方針をいよいよこの際明確にしなければならぬ。大臣はこの点をいかに考へておられるか、まずこの点から質問をいたします。

○大連國務大臣 先ほどの文部大臣の指導、助言に関する権限の根拠であります。文部省設置法第五條に文部省の権限を列記してありまして、その十九号に、「地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び報告を与えること」となつております。これに基いて、権限ありと考へて指導、助言をした次第であります。

その次のお尋ねであります。治安並びに経済に関する具体的な国の施策、あり方については、私から申し上げる筋ではないと思ひます。ただ教育に関連する面といたしましては、一國の治安は、要するにその国における平和な幸福な社会が建設せられるということが根本であります。その意味におきまして、今日のいわゆる民主社会が要求する道徳というか道義というか、

これを構成する人々の社会的な人格が完成され陶冶されて行くことが根本であらうと思ひますので、教育はきわめて重大な關係を一國治安の上に持つておる。私も、できるだけ國民の道義の高揚に寄与し、次代の民族を形づくる青少年、児童の人格を、学校教育の面、社会教育の面を通じて陶冶して行くようにして参りたい、これは平和國家の建設、治安の整つた社会といふものの基礎であらうと思ふのであります。

○小林(傳)委員 大臣から法令の問題について御答弁があつたわけでありませうが、文部省設置法の中にはそれがあつて、ところが教育委員会法の中には、指導、助言をすることはできなくて、ただ報告を求むる権限しかない。この二つの使ひわけというところで問題が出て来るわけですが、先日の教科書の検定の問題についても、やはり二つの法律があつて、二つの別個の権限が規定されておる。こうした矛盾が教育委員会法の中にたくさんあるわけでありまして、いずれが優先するの、まことに解釈に苦しみませう。おのずからそこに権限の誤解が生れて来る。これに対する御処置等もお聞きしなければならぬのであります。それは後日に譲るといたしまして、今の大臣の御答弁は、一応それでよいように思ひますけれども、そうした観念的なお考えだけでは対処しておるから、文化國家として本筋が失われて行くような感があるものであります。大臣がそういうふうにお考えになるならば、今いろいろと論議されておる防衛とか治安とかいふ間

題の具体的な計画を持つて臨まれるならば、もつとほんとうに平和國家を建設する方法が國民全体に銘記されて、今はどうであつても、そこに將來の光明を見出すようなものがあるのじやないかと思ふのであります。こういう点に對してもつと具体的な施策を御明示願ひたいと思ひます。

次に經濟の問題につきまして、經濟自立が非常に重視されて、政府からはいろいろの施策が出るのでございませうが、私はこれには常に必ずその裏づけとして教育の充実ということがなされなければならぬと思ふ。ところがこの文化國家の問題を論議します場合には、まず經濟の自立をはかつてから後に文化國家の建設だといふようなことを、かつて私は今の吉田総理からもあるいは池田大蔵大臣からも聞いたことがあるのでございませうが、これは非常に私たちの了解に苦しむところでございます。まして、おそらく大臣はそうした見解を持たずに、苦しい財政の確立とともに常にこの教育が並行して行くところに、文化國家の道があるんじゃないか、こういうふうにお考へるのでございませうが、この点につきまして、先日町村委員会から科学技術の振興というふうな面で具体的に御質問があり、これに對して大臣から不満足ではあります。一応の御意圖は承つておりますので、時間がないから私は省略いたしますが、この中で最も関心が払われておらない点が、食糧の自給自足の問題でございませう。これは經濟自立の中で、最も私は重大な問題だと思ふのでございませう。これはたとい完全な自給自足をなすことが不可能であつて

も、これを努力することは重大だと思ふのでございませうが、これに對して施策としては土地改良をするとか、あるいは種子の改善だとか、あるいは二重米価の問題も今度の予算で考えられました。しかしそういうものよりも、いかに農業の技術を振興させるか、農業經營を合理化するかといふような勉強を、これは農村の人たちにしてみれば、限りは、目的を達成することができない。しかも二百年來、三百年來の農業技術をそのまま踏襲しておつて、基礎的にもできておらない今の年輩の方たちに要求することは、私は不可能だと思ひます。最も新しい時代のものを持つておる青年諸君、この人たちにこの意欲を持たせ、この技術を習得させることが、ほんとうに經濟自立の根本をなす食糧増産の方法だと思ふのでございませうが、こういう点に關しまして、文部大臣がお考へを持つておられるかどうか、お伺ひいたします。

○大連國務大臣 御意見はごつともと思ひます。かねても申し上げましたように、職業教育を含めて産業教育といふものをできるだけ振興いたしまして、そしてこの社会的な要請にこたへたい、かように考へておるのであります。今日の農村の子弟は、その多くは義務教育を終えて勤勞しながらなれば勉強ができない、こういう実情にあるのであります。これはこの委員会におきましてもしば／＼申し上げ、またお話の出たところでございませう。青年學級の振興その他社會教育の面におきまして、特に農村における勤勞青年を對象としての教育といふものを振興して参りたいと考へておりますこと

は、今お話になりました趣旨とまづた
く同じ見解に立つております。

○小林(信)委員 註文を申し上げるの
ですが、今御通知を受けまして、本委
員会が何か別の委員会のために至急閉
会しなければならぬようなことですか
ら、具体的な問題につきましてはさら
にお伺いすることを保留いたしましたし
て、私の質問を終わります。

○坂田(道)委員長代理 本日はこれに
て散会いたします。

午後一時四分散会

昭和二十八年七月二十四日印刷

昭和二十八年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局